

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領

1 民間事業者の選定概要

2に掲げる森林を対象として経営管理実施権の設定を受ける民間事業者について、森林経営管理法第36条第3項に基づき、森林経営管理法第36条第2項の規定により公表されている民間事業者の中から選定します。

希望する民間事業者には、森林経営管理法施行規則第33条第1項の規定により、企画提案書を提出していただいた上で、有田川町が定める選定委員会が審査を行い「採用事業者」を決定します。

2 経営管理実施権設定候補森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	樹種	林齢
集3	有田川町大字押手 字上横谷 553-1	60-ニ-13 他7小班	山林	7.4546	スギ・ヒノキ	54

3 スケジュール

令和2年12月4日(金) 募集開始(有田川町ホームページに掲載)・企画提案書受付開始
令和3年1月6日(水) 企画提案書受付締切(17時00分必着)
令和3年1月12日(火) 審査
令和3年1月19日(火) 選定・結果通知
令和3年2月頃 経営管理実施権配分計画の作成・公告

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時とします。

受付場所は、有田川町役場林務課(有田川町大字中井原136-2金屋庁舎2階)とします。

募集の内容に関する質問は、令和2年12月23日(水)正午までに、FAXにより提出してください。(質問提出時は、受領確認のため電話連絡をしてください。)

TEL: 0737-22-4525 FAX: 0737-32-4827

4 提出書類

次の書類を取りまとめのうえ、正本1部・副本5部(副本はコピー可)を、事前連絡のうえ持参提出してください。

なお、書類作成に伴う費用は申請者が負担するものとします。

○企画提案書(様式第17号)

- 添付書類 ① 企画提案書の見積書に関する根拠資料
② 森林経営管理法第36条第1項の規定による公募に応募した資料の写し

5 その他

経営管理実施権の設定にかかる諸条件については、該当する経営管理権集積計画を参照ください。

採用事業者が決定後、山林所有者と協議の上、森林経営管理実施権配分計画を作成します。